

30初教課第2号
平成30年4月26日

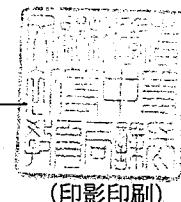
附属小学校及び特別支援学校を置く
各国立大学法人附属学校担当課長
各都道府県教育委員会指導事務主管課長
各指定都市教育委員会指導事務主管課長
各都道府県私立学校担当課長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた各地方公共団体事務主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局教育課程課長
淵 上



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長
中村信一



(印影印刷)

保育所児童保育要録の小学校への送付等に関する周知について（通知）

幼児期の教育と小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校小学部を含む。以下同じ。）の教育との円滑な接続の推進については、かねてから御尽力いただいているところですが、この度、標記について、厚生労働省から別紙のとおり依頼がありました。

つきましては、別紙の内容を十分に御了知の上、小学校及び特別支援学校小学部を附属して設置する各国立大学法人におかれでは当該附属小学校及び附属特別支援学校小学部に対し、各都道府県教育委員会におかれでは所管の小学校及び特別支援学校（小学部を設置するものに限る。以下同じ。）及び域内の市町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれでは所管の小学校及び特別支援学校に対し、また、各都道府県におかれでは所轄の小学校、特別支援学校及び学校法人に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体事務主管課長におかれでは所管の学校及び学校法人に対して周知方よろしくお願ひします。

【本件問合せ先】

文部科学省初等中等教育局
教育課程課 山本、板東

TEL 03-5253-4111 (内線 3061)

特別支援教育課 高市、小楠

TEL 03-5253-4111 (内線 3716)